

[事案 21-10] 契約転換無効確認請求

- ・平成 21 年 5 月 13 日 裁定申立受理
- ・平成 22 年 3 月 3 日 裁定終了

< 事案の概要 >

加入していた契約が一部転換され、新しい保険を契約したことになっているが、営業担当者より資料提示、説明が無かったため、転換を無効にして、元の契約に戻して欲しい。

< 申立人の主張 >

平成元年に加入していた終身保険(同 17 年 5 月保険料払込満了、以下「契約①」)が平成 19 年 8 月一部転換され、終身保険金額が 1,000 万円から 615 万円に減額され、医療保険(「契約②」)に新たに契約したことになっている。

しかし、その際に下記の(1)から(4)のとおり、営業担当者から資料の交付および説明がなかったことは、金融商品販売法、消費者契約法、保険業法に違反しており、契約①の変更、契約②の成立は無効であり、契約②を取消し、契約①を元に戻して欲しい。

- (1) 重要事項説明書の提示及び説明がなかった。
- (2) 保障設計書の交付及び説明がなかった。
- (3) 乗換募集にあたり不利益事項の説明がなかった。
- (4) 申込書作成にあたって、新しい保険に加入するとか、保険の種類、名前等も全く聞いていない。

(なお、当審査会は申立人の主張は、消費者契約法 4 条 1 項による取消し、あるいは民法 9 5 条の錯誤無効、同 9 6 条の詐欺による取消しの各主張を含むものと理解する。)

< 保険会社の主張 >

下記のとおり、申立人の主張する上記事実はなく、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 契約②の申込書の右上欄に「契約概要、注意喚起情報」を受領したとの部分に申立人の署名・押印があり、注意喚起情報の作成日が平成 19 年 8 月 27 日と記載されていることから、注意喚起情報は平成 19 年 8 月 27 日頃作成され、申立人に交付されたものと考えざるを得ない。
- (2) 保険設計書の作成日時について平成 19 年 8 月 24 日と機械印字と記載されている。そもそも保険設計書を過去の日付で作成することは出来ないし、当時の営業担当者 A はその後退職しており、担当者 A で作成することは出来ないことから、保険設計書についても契約②の勧誘ときに交付されたものと考えざるを得ない。
- (3) 申立人が何を不利益事項であると主張したいのか不明であるが、申立人の主張からすると保険契約①の終身保障内容が 1000 万円から約 615 万に変更されたことが不利益であると主張されるものと思われるが、重要事項説明書および保険設計書にはいずれも保険契約①の終身保障内容が 1000 万円から約 615 万に変更されることは何回も記載されているし、これらの書類を受領していることも疑いない。また、保険契約②の契約申込書と同時に作成された終身保障変更確認書にも、変更後 615 万になることが記載されており、申立人がこの事実を知らないはずがない。
- (4) 保険契約②の保険種類、名前等については、同保険の保険証券に記載されているし、重要事項説明書および保障設計書にも記載があり、申立人が全く聞いていないというのは全く信用出来ない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では申立書、答弁書等の書面内容および申立人および営業担当者からの事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記理由により、本件申立ては認められないことから、生

命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

(本件契約は市場の変動等による元本への影響が存在する金融商品ではないので、金融商品販売法の規定する説明義務を議論する余地はなく、また保険業法違反が直ちに契約の効力に影響を及ぼすものではないから、この点についての申立人の主張については判断しない)

(1) 下記の事実にもとづき判断すると、少なくとも「契約申込書兼特約付加・変更申込書」、「告知書」、「終身保障変更確認書」の署名時点においては、一般人において本件加入申込行為が、主契約の減額と契約①の特約解除、医療に関する新契約の申込みであることは容易に理解できるのであり、契約者に容易にわかる事項について営業職員が、あえてその直前に事実と異なる説明をするとは到底考えられない。また各当事者の事情聴取においても、上記認定を覆すに足りる事実を認めることはできない。

よって、契約の重要事項について虚偽の説明があったものとは判断できず、消費者契約法 4 条 1 項による取消し、あるいは民法 96 条による詐欺の主張は認められない。

① 申立人は「保険契約申込書」、「告知書」、「終身保障変更確認書」に署名押印している。従って、仮にその内容を十分に理解していなくとも、重要な契約上の行為をしていることの認識はあったと推定するのが一般的である。加えて「保険契約申込書」には重要事項説明書の受領印があり、申立人はここに押印をしている。

② 「保険契約申込書」にはタイトルに保険申込書との記載があり、かつ裏面に「〇〇〇〇」という既存契約の商品名「△△△△」とは異なる商品名が記載されており、新商品の契約と認識することは容易であること、「終身保障変更確認書」の署名捺印欄のすぐ上には大きくタイトルとして「終身保障変更確認書」と記載されているのであって、同署名欄の直下には変更前契約と変更後契約が明確に記載されていることから考えて、主契約の保険金額を減額することが容易に認識できるのである。この点について、申立人は事情聴取においてこの部分を隠されて署名押印した事実がないことを認めている。

(2) 上記 (1) により認定した事実によれば、申立人が申込時に事実を錯誤していたことを推認するに足りる証拠はなく、仮に要素の錯誤があったとしても、前記のとおり一般人においては容易に申込みの内容を理解できるものであり、申立人においては当該錯誤をするにおいて重大な過失があったと言うべきであるので、民法 95 条ただし書により、本件変更契約及び、新契約の無効の主張は認められない。

【参考】 民法 95 条 (錯誤)

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。